

患者様へのご案内（保険医療機関における書面提示）

厚生労働省が定める次の施設基準を令和6年度診療報酬改定により、ホームページ上でも下記にまとめて掲載いたします。

・明細書発行体制等加算

明細書について

当院は療担規則に則り明細書を無料で交付しています。このような取り組みから厚生労働省の定めた「明細書発行体制等加算」が常時適応されますことをご了承ください。

・医療情報取得加算

医療情報活用について

オンライン資格確認を行う体制を有しています。当該保険医療機関を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

・一般名処方加算

一般名処方について

医薬品の供給状況や、長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となります。

・後発医薬品使用体制加算

入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。医薬品の供給が不足した場合に、適切な医薬品に変更する可能性があります。

コンタクトレンズ検査料 について

コンタクトレンズ検査料を含む診療に係る費用です。

初診料288点及び再診料78点を算定いたします。コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は200点を算定いたします。

なお厚生労働省が定める治療、経過観察によっては上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定させていただく場合がございます。